

# 警備業務仕様書

## 1 業務場所

- (1) 広島港さん橋 南区宇品海岸一丁目13番  
(広島港宇品旅客ターミナル及び広島港宇品旅客東ターミナル待合所を含む。以下同じ。)
- (2) 広島市営さん橋 南区宇品海岸二丁目23番

## 2 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 3 業務日・時間・人

- (1) 広島港さん橋 毎日 24時間 3人
- (2) 広島市営さん橋 毎日 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで 1人  
土・日・祝祭日及び土・日・祝祭日以外の8月6日・12月29日・12月30日・12月31日・1月2日・1月3日は、午前・午後巡回各1回を追加する。

## 4 業務内容等

業務内容等については、別紙1「広島港さん橋警備業務内訳表」及び別紙2「市営さん橋警備業務内訳表」によるほか、次のとおりとする。

### (1) さん橋施設等の巡回方法等

ア 巡回回数等は、原則として次のとおりとする。

#### (ア) 広島港さん橋

広島港宇品旅客ターミナル方面(西コース)と広島港宇品旅客東ターミナル方面(東コース)の2系統で、概ね次の時間に行う。

午前9時、午前12時、午後3時、午後6時、午後11時30分及び午前5時30分とする。

#### (イ) 広島市営さん橋

毎日 午後7時15分、午後10時、午前1時及び午前6時

土・日・祝祭日等は、午前8時30分から午後5時15分までの間に、午前・午後各1回の巡回を追加する。

イ 巡回は次の事項を確認・点検し、異常があった場合には適宜処理し速やかに報告すること。

- (ア) 火気等の有無
- (イ) 危険物の有無
- (ウ) 消灯
- (エ) 電灯の消し忘れ
- (オ) 潜伏者の有無
- (カ) 駐輪・駐車禁止区域の車両等の有無
- (キ) さん橋施設等内の禁止行為の有無

- (ク) さん橋施設の破損及び危険個所の有無
- (ケ) 施錠もれの有無
- (コ) 駐車場の監視
- (サ) テロ災害対応マニュアルを遵守
- (シ) その他警備上必要と認められる事項

ウ 警備範囲、巡回経路及び打刻鍵設置場所

別紙3-1・3-2・3-3、別紙4-1・4-2及び別紙5のとおりとする。

エ 巡回中は、無線機を使用すること。

- (2) さん橋施設の利用者及び利用船舶の安全確保
- (3) 船舶給水作業、量水器の点検及び給水量の記録
- (4) 危険な漂流物の監視及び除去並びに報告
- (5) さん橋施設の破損及び危険個所の応急処置・報告
- (6) 不法駐輪禁止の指導、不法駐輪の移動
- (7) 駐車場が満車の時は臨時要員を確保し、交通整理を行う。
- (8) 非常事態の処置  
火災・爆発・テロ事件その他の事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防計画及び災害対策の手引により対処する。

5 業務にあたっての留意事項

警備員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務中は服装を正しく、来客者等には親切に対応し、又電話対応は親切丁寧に行うこと。  
苦情、要望等は必ず警備日誌に記載すること。
- (2) 休憩及び喫煙は指定した場所で行うこと。
- (3) 常に所定の制服を着用するとともに、身分証明書及び巡回時計を携行すること。
- (4) 巡回時等防災センターを出るときは、無線機等を所持し常に連絡が可能な状況とすること。

6 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び警備員の住所、氏名等を報告しなければならない。履行期間中に、警備員の追加があった場合も同様とする。
- (2) (1)の報告にあたっては、警備業法に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。
- (3) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、所定の様式により、速やかに提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (4) 委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は警備日誌及び月間報告書とし、警備日誌は毎日（休日等の場合には翌日）前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。

## 7 費用の負担等

- (1) 受注者は、委託業務に必要な仮眠室等が無償で使用することができるものとする。
- (2) 委託業務に必要な経費のうち、警備室等の電気・水道料は発注者の負担とする。
- (3) 打刻鍵は、受注者が負担し発注者が指定した場所に設置し、巡回時計も受注者の負担とする。
- (4) 無線機等その他委託業務を行うために必要な器材等は、全て受注者の負担とする。

## 8 委託料の支払

- (1) 請求期限は、検査完了後10日以内とする。
- (2) 支払期日

契約代金は、毎月初日から末日までの1か月の業務分を月単位で支払うものとし、支払期日は、翌月末日とする。ただし、発注者の毎月の業務の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

- (3) 支払方法

全額現金払（口座振替による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に、受注者に支払うものとし、各回の支払いは支払い内訳表のとおりとする。なお、振込手数料は発注者が負担するものとする。）

## 9 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

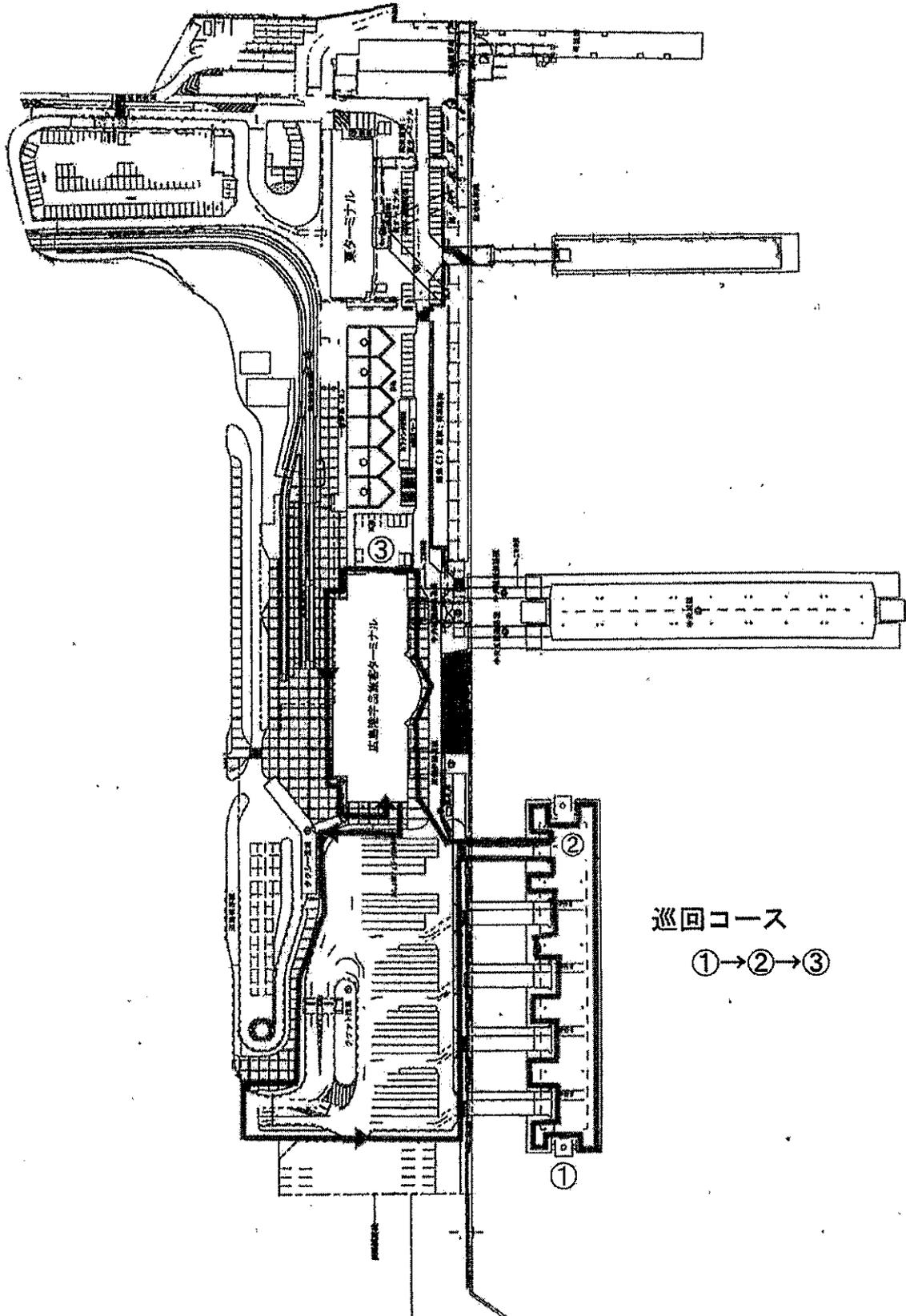
## 広島港さん橋警備業務内訳表

区分	業務内容	業務に従事する日時	打刻鍵設置数	
昼夜間警備	1 旅客上屋の出入口・窓・扉の開閉及び施錠	毎日午前8時30分から 翌日午前8時30分まで	西コース 8か所	
	2 火災及び盗難の防止			
	3 さん橋施設出入者の監視			東コース 7か所
	4 さん橋施設閉鎖後の潜伏者の監視及び指導			
	5 さん橋施設内の禁止行為の監視及び指導			
	6 外来者及び電話対応			
	7 さん橋施設内の巡回及び警戒			
	8 鍵の受け渡し及び保管			
	9 駐車場の監視及び誘導			
	10 駐輪・駐車禁止区域の監視及び指導			
	11 不法駐輪の移動			
	12 防災センター機器及びモニターテレビ監視			
	13 駐車場全自動管制装置の操作			
	14 非常事態の処置			
	15 船舶給水バルブの開閉			
	16 電気・水道の使用状況の確認及び報告			
	17 可動橋操作室の施錠			
	18 降雪時の凍結防止材の散布等			
	19 低所の照明灯の取替			
	20 障害者等の介助等			
	21 掲示物の補修・管理等			
	22 アンケート用紙の補充			
	23 消毒液及びティッシュペーパーの補充			
	24 公衆電話料金回収の補助			
	25 その他警備上必要な事項			

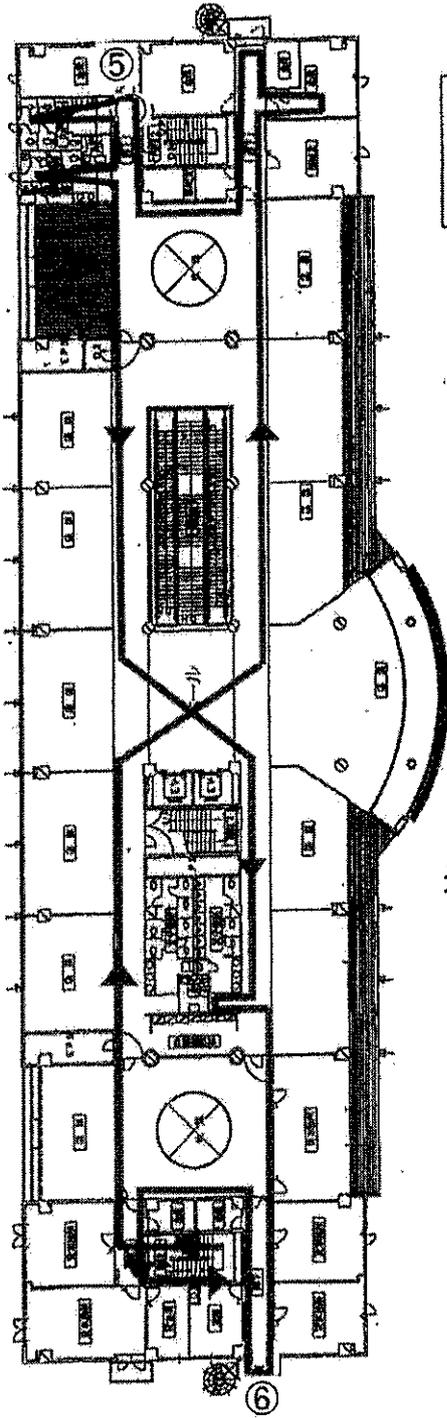
## 広島市営さん橋警備業務内訳表

区分	業務内容	業務に従事する日時	打刻鍵設置数
昼夜間警備	1 海上ビルの出入口・窓・扉の開閉及び施錠 2 さん橋出入口の開閉 3 火災及び盗難の防止 4 さん橋施設出入者の監視 5 さん橋施設閉鎖後の潜伏者の監視及び指導 6 さん橋施設内の禁止行為の監視及び指導 7 外来者及び電話対応 8 さん橋施設内の巡回及び警戒 9 鍵の受け渡し及び保管 10 駐車場の監視及び誘導 11 駐輪・駐車禁止区域の監視及び指導 12 不法駐輪の移動 13 さん橋モニターテレビの監視 14 船舶給水装置の操作及び確認 15 防潮扉の開閉 16 非常事態の処置 17 その他警備上必要な事項	毎日午後 5 時 15 分から 翌日午前 8 時 30 分まで	3か所
巡回警備	1 火災及び盗難の防止 2 さん橋施設内の巡視及び警戒 3 駐輪・駐車禁止区域の監視及び指導 4 不法駐輪の移動 5 非常事態の処置 6 その他警備上必要な事項	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び上記土・日・祝祭日以外の8月6日・12月29日・12月30日・12月31日・1月2日・1月3日の午前8時30分から午後5時15分までの午前1回、午後1回の巡回	

広島港さん橋  
広島港宇品旅客ターミナル (西コース) 巡回 1

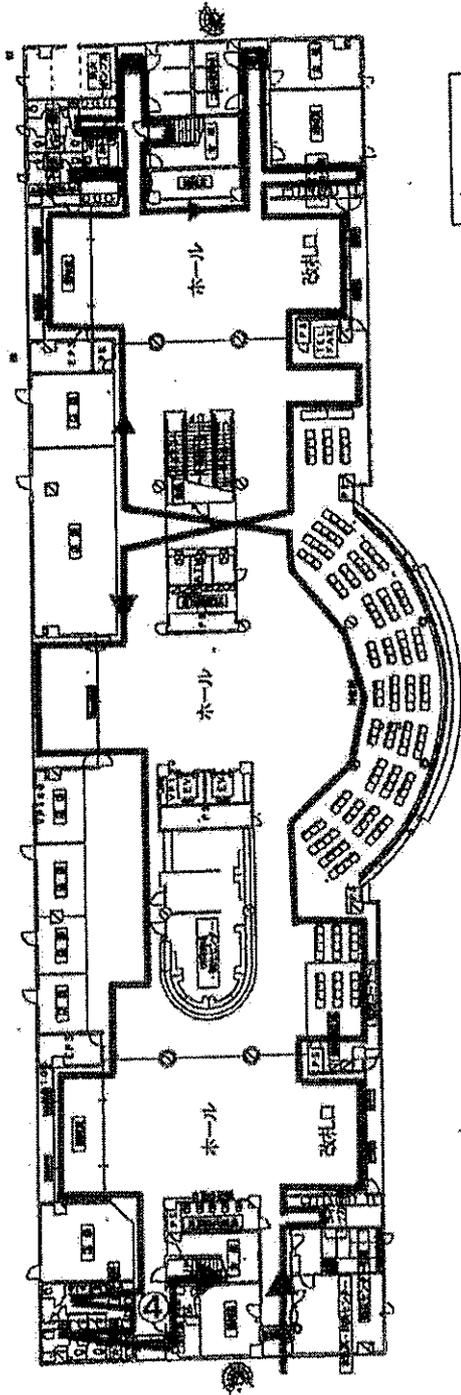


広島港さん橋  
広島港宇品旅客ターミナル（西コース）巡回2

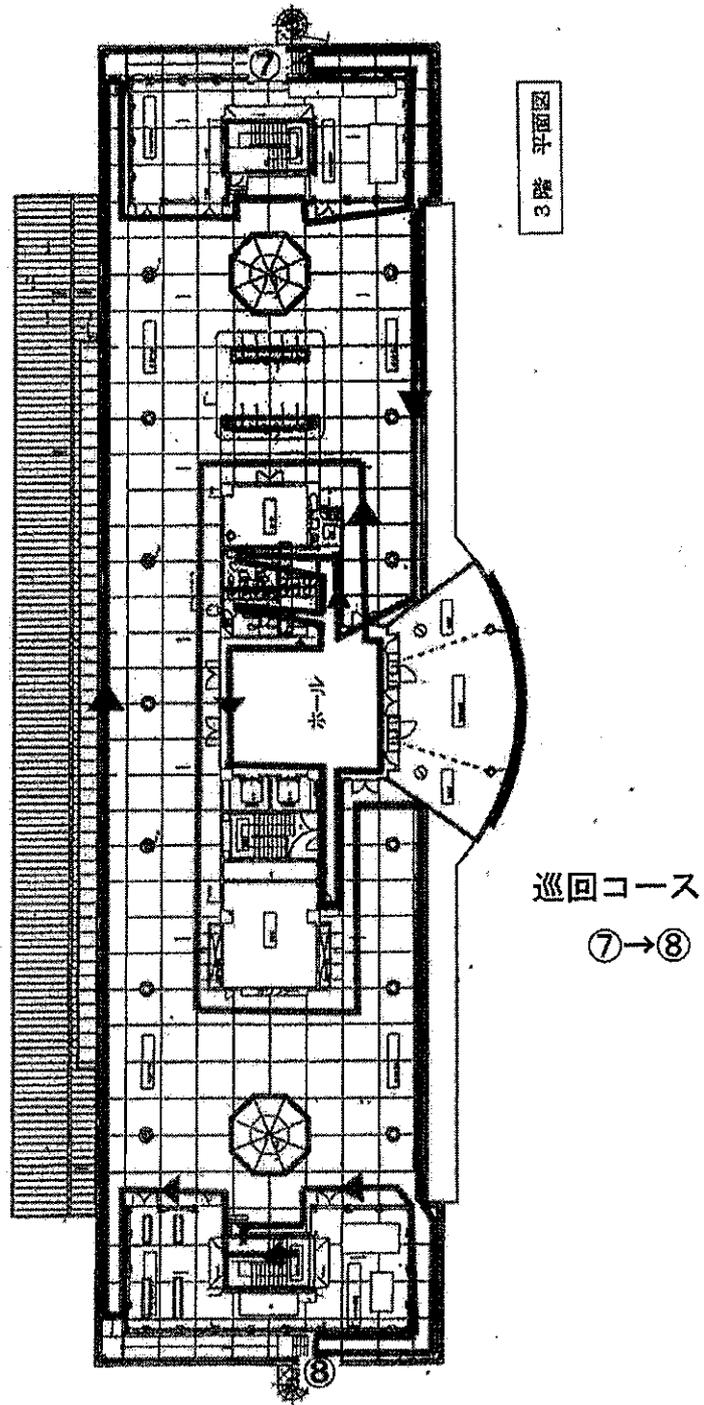


巡回コース

④ → ⑤ → ⑥



広島港さん橋  
広島港宇品旅客ターミナル（西コース）巡回3



広島港さん橋  
広島港宇品旅客東ターミナル（東コース）巡回

